

2015 年度学術講演会（公法分野）/ 福島大学行政政策学類・行政社会学会

# 「死刑と適正手続」

—審理は十分に尽くされたか—

近年、犯罪による痛ましい事件が起こるたび、ネットやワイドショーでは、「犯人は死刑で当然」といった言説が、あたかもそれが被害者や遺族、そして社会の総意であるかのような論調で語られます。他方で、多くの国では死刑制度が廃止されているのが現実です。死刑制度は犯罪の被害者、加害者、そして私たちに何をもたらすのでしょうか。死刑求刑事件の裁判員裁判で弁護人を務めた経験を持つ弁護士さんの講演を通して、今一度考えてみませんか。

日時/ 2015 年 11 月 11 日（水） 午前 8 時 40 分～10 時 10 分

場所/ 福島大学 M2 3 教室

★「刑事裁判法Ⅱ」の講義時間・教室で行いますが、履修者に限らずどなたでもご自由にご参加ください。

★事前申込不要、入場無料

講演者/ 黒原 智宏 氏（弁護士、宮崎県弁護士会所属）

【プロフィール】

1973 年生まれ。1991 年ラ・サール高校、1995 年一橋大学法学部を卒業後、1997 年東京大学法学政治学研究科修了。2004 年司法試験合格。

現在、宮崎県にて弁護士法人グローバル総合法律事務所の所長弁護士として、民事・刑事・行政事件を手がける。

<参考文献> 黒原智宏、「宮崎一家 3 人殺害事件—死刑事件における動機の解明と処罰感情の評価；最高裁第一小法廷 2014 年 10 月 16 日判決」法学セミナー、721 号（2015 年）

【お問い合わせ】福島大学行政社会学会（024-548-8264）

または高橋有紀 y-takahashi@ads.fukushima-u.ac.jp